



仕事の区切りは『年度』なのに、なぜか12月は年の終わりとして締め括りたくなります。今年のセンターは嬉しい年になりました。佐藤さん、結婚おめでとう。実は佐川さんもまだ新婚1年めです。二人の幸せを分けてもらいつつ、年越しの準備をします。(はらだ)

9月に入籍をし、相田から佐藤に名字が変わりました★お伝えした皆さんには、お祝いの言葉をいただきました、ありがとうございます！覚えやすいけど、ちょっと忘れやすい名字ですが、これからも今までと変わらず気軽に声をかけてもらえると嬉しいです。よろしくお願いします(〇)(さとう)



## 相談員から... ちょっと一言

e-ふらっとでは、この秋、佐藤相談員のうれしいニュースに、沸き、なごみました♪もうすぐ、こどものスケート授業が始まります。この冬は親子で銀盤デビュー？皆様の冬の過ごしかたなどお聞かせください。(あいうち)

あっという間に紅葉も終わり、雪の季節になりましたね。寒いけれど、りんごやみかんの甘さに幸せを感じたり、お鍋にほっこりしたり...北海道の冬を満喫しています。みなさんも、寒さに負けずに、楽しみましょうね。素敵な年末年始を！(さがわ)



## お知らせ

- 「平成24年度 恵庭市障がい者地域自立支援協議会 第4回 定例会」(12/12)
- 「木ようのつどい」毎週木曜日 14:30~16:00、毎月最終木曜日は 17:00 まで延長。
- 平成24年4月1日より自立支援サービスを利用する際にサービス利用計画・障害児支援利用計画の作成が必要となりました。(平成26年3月までの経過措置があります。) 計画作成については下記までご相談ください。恵庭地域生活相談支援センター ☎34-0848、恵庭市子ども相談支援室え〜る ☎34-5200

## 恵庭市障がい者総合相談支援センター e-ふらっと

〒061-1446 北海道恵庭市末広町 155 番地  
 電話：0123-33-8222 ファックス：0123-34-7744  
 メール：e-flat.syougai@bz03.plala.or.jp  
 ホームページ：http://eflat-syougai.com/

## 恵庭市障がい者総合相談支援センター e-ふらっと 情報誌

# い-ふらっとだよ e-ふらっとだよ

第14号

## 知っていますか？ 障害者虐待防止法



定例会(10/22)の様子

今年10月から『障害者虐待防止法(通称)』が施行されました。写真にもある通り、10月の恵庭市障がい者地域自立支援協議会の定例会のなかで、市役所障がい福祉課からの説明がありました。この法律ができたことで、これからどうなるのかまとめたいと思います。

法律の正しい名称は『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』です。この法律では、誰のどのような行為が虐待なのかということが定義されて

います。そして、虐待してはいけないこと、虐待発見のために努力しなければならないこと、 またもし虐待があれば、行政が責任を持って対応することなども明記されました。

そもそも、障がい者への虐待とは、人権侵害に相当することで犯罪ともいえる行為です。しかし、これまでは、いろいろな事情や歴史的背景の中で見逃されていたこともあったことは、さまざまな事件などの報道などで知られています。

法律ができたことで「気になっていただけ誰に言えばいいのかわからなかった」とか、「心配だけどどうしていいかわからない」ということが、「通報」することによって、適切に対処してもらえることになりました。今のところ、恵庭市における通報先は、市役所障がい福祉課となっていますが、e-ふらっとでも相談を受付けています。

個人の人権を尊重するというあたりまえのことが、あたりまえにできていないことを防ぐための法律です。今一度、自分自身が他の人にどのような態度で関わっているか、どのような行動をしているのか、思い返してみませんか？

虐待防止法については、e-ふらっとでも、今後、勉強会などを企画していく予定です。詳しいことや具体的なことを知りたい方は、お問い合わせください。

# ふらっと😊紹介

～その8～  
就労支援事業所 恵庭  
(就労継続支援B型事業所)

今回は『就労支援事業所 恵庭』を紹介します！

『就労支援事業所 恵庭』は、恵庭市内から高速恵庭ICに向かう途中、恵庭IC手前右側に見える、銀色の綺麗な建物で、パンを主に作っています。1階は、パンの作業場と事務所など、2階には、休憩室や相談室があり、窓からは自然豊かな癒される景色が広がります。

『就労支援事業所 恵庭』は、就労継続支援B型の事業所で、月曜日～金曜日の9:00～16:00まで、活動を通じて日常生活や就労の自立支援を行っています。



活動は、こだわりの材料を使ったパンの製造と、しいたけの栽培をしています。

パン作りには様々な工程があり、材料を計ったり、ガス抜きや成形、袋詰め等の他に、ばんじゅうという、パンの生地を入れているケースに付いた生地をへうを使って落としたり、パンを焼く天板を洗う作業等、力のいる仕事もあります。(写真1) 皆さんそれぞれ、自分の仕事を一生懸命いきいきと行っている姿が印象的でした。また、食品なので衛生管理もしっかりとしており、丁寧な手洗いやマスク、作業帽の着用はもちろん、パンを袋詰めする際の確認も徹底されていました。

パンは、開所以来ずっと頼んでくれる人がいるほどで、サービス管理責任者の森田さんも、小麦をこだわって使っているの、おいしさには自信があるとおっしゃっていました。パンの種類も豊富で、新作もどんどんできています。(写真2 新作チョコチップメロンパン)

最後に森田さんより「パンの注文は1つからでも、自宅に届けます」との言葉がありました。1つでも多く食べてもらい、利用されている方に工賃として還元されたり、喜びを感じてもらえたらという思いが伝わりました。

パンは、恵庭市内の文教大学やハイテクノロジー専門学校等で売られる他、電話やFAXによる注文で自宅まで配達してくれます。また、事業所が気になった方は、見学を随時受け付けているそうです！

(佐川 記) **こだわりのパンを是非ご賞味あれ！**



『就労支援事業所 恵庭』  
住所：牧場388番2  
TEL：0123-32-8400  
FAX：0123-32-8401



写真2

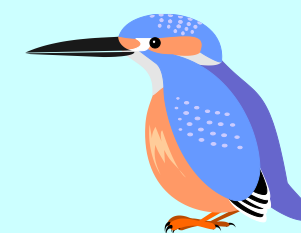
## 平成24年8月～10月 活動報告

相談の総件数では8月330件、9月238件、10月281件、利用実人数は8月70人、9月64人、10月83人と月によって、増減がありました。新規の相談はここ数ヶ月、増加傾向です。

最近の相談では“ふらっと”立ち寄って「元気でやってるよ」と声をかけてくれる人がいたり、なんとなくすっきりしなくて時々連絡をくれる人、しばらくぶりに相談に来る人がいます。反対に、今まで利用していた人の中には、困りごとを解決したり、事業所を利用するなどして、e-ふらっとの利用を終える人がいたりします。

e-ふらっとでは相談を利用する方の5人に1人が開所時間外に相談を利用しています。その多くは不安や困りごとに関するものですが、問題が解決したり、時間内に相談できるようになるなどして、開所時間外の相談は減少してきています。

訪問や会議で出払ってしまっていて、相談員が一人で対応しなければならない場合もあり、ご不便をおかけすることがあります。ゆっくりお話したいときには、事前に連絡をいただければ、配慮いたしますので、お気軽に声をかけてください。



## ★自支協の近況報告★

恵庭市障がい者地域自立支援協議会の最近の活動をご報告します。平成24年度は、2カ月に1回(偶数月)のペースで定例会を開催しています。全員で各機関の自己紹介をした後は、部会ごとに分かれて話し合いをしています。ここでは、それぞれの部会の様子を少しお伝えしたいと思います。

**くらし部会**障がいのある方の地域でのくらしや活動について知り、議論を深めるため、北広島市や恵庭市内の事業所などを見学しました。

**まなび部会**学生に障がいを理解してもらう機会を作ろうと、12月に講演会(当事者の話や疑似体験)を計画中です。

**しごと部会**10月27日に「第2回絆～きずな～」というイベントを開催。障がい者の社会参加の推進、就労機会の拡大を目指し、8事業所・団体が参加しました。

**おしらせ部会**市内の防災について考えるため、9月2日に恵み野地区合同防災訓練を見学しました。

これからもテーマに沿って活動を続けていく予定です。次回は12月12日開催です。